

阿賀野市農業委員会告示第 4 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限（別段）面積について、次のとおり定める。

令和 4 年 4 月 1 日

阿賀野市農業委員会長 小嶋 覚

農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用

区 域	下限面積
[一部] ①農用地区域外 ②中山間区域	1 a
[全城] 阿賀野市空き家・空き地バンク制度実施要綱に基づき登録されている 空き家に付随した農地	0.1 a